

都道府県協会向けガバナンスコード（JBA方針）適合審査説明書

| 原則 | 審査項目 | PBA記入欄 | |
|--------------------------------------|---|--|--|
| | | 自己説明 | 証憑書類 |
| [原則1] 法令に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。 | (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守すること | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の各種規程に則り、当協会の運営及び事業運営を行っている。 協会役員を中心に、法令遵守研修会を実施。 今後、各委員会委員・指導者への法令遵守を徹底する取り組みを進める。 | 協会定款第5条 |
| | (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守すること | JBA基本規定をはじめ、大分県スポーツ協会定款及び諸規程を十分理解し事業運営にあたっていく。 | JBA基本規定 大分県スポーツ協会定款 大分県スポーツ協会加盟団体規程 協会定款第5条 |
| | (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備すること | 外部理事及び女性理事等の役員選任を前向きに検討していく。 現状は、女性理事1名（3%）、外部理事0名である。次期改選では、それぞれ1名以上の増員を図っていく。 | 役員名簿 組織図 委員会等名簿 |
| | (5) 組織運営等に必要の規程を整備すること【追加】 | 協会定款及び協会規約をはじめ、各種規程を整備し、組織運営の透明性、効率性を高めることに努めている。 新たな規程の整備を視野に、より実効性のある体制を構築していく。 | 業務規程 会計規定 旅費規程 等 |
| | (6) 評議員/社員の多様性を図ること【追加】 | 各カテゴリー及び市町村協会より、偏りが無いように考えて選出している。 現在19名。 今後共、幅広く社員を募るようしていく。 | 定款第8条 社員名簿 |
| | (7) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること【追加】 | 定款では、理事を10名以上30名以内とし、協会運営の推進役にふさわしい人材を偏りなく選考している。 現在29名。 理事会は、月1回開催を基本とし、業務内容の円滑な推進のため、承認及び報告連絡が遅滞することが無いように努めている。 | 定款第25条 理事名簿 |
| | (8) 役員の新陳代謝を図るため、年齢制限や再任回数の上限等の仕組みを設けること【追加】 | 協会規約において、会長・副会長及び監事は就任時70歳未満、その他理事は65歳未満としている。 任期上限については、人材不足が懸念されるため検討中である。 | 協会規約第6条 |
| | (9) 役員および評議員の選任に際し、独立した諮問委員会として選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること【追加】 | 役員選考については、現行、理事会で行っており、臨時で選考委員会を設け理事会へ推薦するようになっている。 選考基準及び独立した諮問委員会の設置は検討中である。 | 協会規約第6条 |
| | (10) 女性理事の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること。【追加】 | 人材不足のため、女性理事の登用は厳しいものがある。当面、目標割合を10%として、女性マネジメント人材の育成に努めていく。 | |
| [原則2] 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。 | (1) 組織運営に関する中期目標を策定し公表すること【追加】 | 現在、基本方針及び重点目標を設定し公表している。 2023年度から、3年を目途に中期目標を策定する。 役員会で検討し、理事会に提案して実行できる取り組みを推進する。 | 事業計画書 |
| | (2) 組織運営の強化に関し、ボランティア人材の発掘・育成および人材（定年退職者）の活用を積極的に行うこと【追加】 | ボランティアがどのような業務を担うのか整理することと、若年層への働きかけを始める。 事務作業（事務局員）の人材確保のため、定年退職者の活用を図っていく。 | |

| | | | |
|---|--|---|--------------------------------------|
| | (3) 財務運用における健全確保をすること【追加】 | D-fund事業の活用、協会財務の運用等、適正に処理されるようになってきた。 各種予算計画を、実績に基づく試算とし、運用が適切に遂行されるように管理体制を確立していく。 | 会計規定 会計基準 |
| [原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。 | (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと | 役員に対する、コンプライアンス学習会を開催するとともに、協会主催のインテグリティ研修会を実施するとともに、外部団体の関連研修会への参加を呼びかけていく。 | |
| | (2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと | 指導者講習会の中に、インテグリティ関連の講義を設け、指導者への啓発に努め、また、競技者・保護者への伝達を推進していく。 | 講習会カリキュラム |
| | (3) 審判に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促すこと【追加】 | 審判講習会において、インテグリティ関係の講義を行い、審判に対する啓発に努めている。 | |
| [原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。 | (1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | 会計規定を制定し、公正な財務処理を行う為、決裁責任者及び会計責任者を明確にしている。監事による、定期的な財務・経理の適切な処理への指導を受けている。 | 定款第42・43・44条 協会規約第9条、第23条 会計規定 |
| | (2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | 大分県競技力向上委員会や大分県スポーツ協会からの補助金の会計処理は、それぞれの形式に則り、適切に申請報告を行っている。 各種助成金の活用を図っていく。 | 補助金口座 |
| | (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備すること | 事務局長を中心に、会計担当事務局員により日々の会計処理を滞りなく行っている。 協会口座の複数開設により、各委員会及び各部会における公明な予算執行を目指している。 | 組織図 各種口座 |
| [原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと【追加】 | 社員総会・理事会で法令に基づく開示を行っている。 関係書類は、5年間の保管としている。 | 収支予算書決算書 監査報告書 |
| | (2) 一般団体ガバナンスコードの作成及び開示を行うこと【追加】 | 「スポーツ団体ガバナンスコードセルフチェックシート」及び「ガバナンスコード適合審査説明書」の開示を行っている。 | セルフチェックシート 適合審査説明書 |
| | (3) 組織図、役員名簿、評議員/社員名簿など、組織運営に係る情報の作成及び開示を行うこと【追加】 | 理事会及び、社員総会において審議し、承認後は、社員・理事名簿及び役員表を協会ホームページに掲載している。 | 組織図 社員理事一覧 役員表 |
| [原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。 | (1) 市区町村協会との連携を図ること【追加】 | 理事会及び社員総会に市町村協会の代表者が参加している。 年1回は、各協会より役員を招集し会議を計画している。事業状況・財務体制等の情報交換の場としていく。 | 協会規約第8・9・13条 |